令和８年(2026年)11月16日

# 埼玉県報

号外第42号
令和８年(2026年)
11月16日
月曜日

## 目　次

### 条例のあらまし

○ 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(下水道事業課)

○ 埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(義務教育指導課)

### 条例

○ 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例（下水道事業課）

○ 埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例（義務教育指導課）

069cdbe495da25e4cb3887dc90750a73

# 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（下水道事業課）

一　趣旨

下水道法の一部改正に伴い、下水道法の一部を引用している埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例において、条項ずれが生じたため改正を行う。

二　内容

㈠　埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改める。

当該条例第四条で引用している下水道法「第六条第五号」を「第六条第六号」に改める。

㈡　埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を次のように改める。

当該条例第一条及び第二条で引用している下水道法「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

三　施行期日

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

# 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（義務教育指導課）

一　趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の規定の整備をするための改正

二　内容

㈠　題名を次のように改める。

埼玉県教科書等選定審議会委員定数条例

㈡　本則中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。

㈢　本則中「埼玉県教科用図書選定審議会」を「埼玉県教科書等選定審議会」に改める。

三　施行期日

令和九年四月一日

# 条例

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十一月十六日

埼玉県知事　大　野　元　裕

## 埼玉県条例第四十四号

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

（埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第一条　埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第六条第五号」を「第六条第六号」に改める。

（埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正）

第二条　埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

# 条　例

埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十一月十六日

埼玉県知事　大　野　元　裕

## 埼玉県条例第四十五号

埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例（昭和三十九年埼玉県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県教科書等選定審議会委員定数条例

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「埼玉県教科用図書選定審議会」を「埼玉県教科書等選定審議会」に改める。

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。